

質問回答書

鯖江市上下水道お客様センター業務委託提案依頼に関する質問について、次のとおり回答します。

(令和7年10月30日回答)

番号	該当・箇所 ページ	質問項目	要旨	回答
1	実施要領 13-(3)ウ P7	プレゼンテーションの 参加人数について	2社で構成される共同企業体で 参加する場合、プレゼンテーショ ンの参加者は2社合計で3名以内で しょうか。 もしくは、各社3名以内の合計6名 以内でしょうか。	2社で構成される共同企業体の場合で も、プレゼンテーションに参加いた だける人数は合計で3名以内となります。
2	仕様書 第23条(3) P6	下水道認定水量対象者 の対応について	下水道認定水量対象者の対応に ついて記載がありませんが、下水 道使用料を認定水量にて賦課して いる対象者（過去に下水道への一 部接続により許可していた事例 等）が、認定水量の変更等の申請 にきた場合の対応は、上下水道課 職員様が行うものとの認識でよろ しいでしょうか。	認定水量の変更申請時の窓口対応お よび受付業務につきましては、業務委 託仕様書に基づくお客様センター業務 の範囲内と考えております。
3	仕様書 第28条 P8	引継期間について	現契約期間では収納課様にて対 応していた業務が今回の業務範囲 に加わったものと推察しますが、 収納課様からの引継期間はどのく らいを想定されているのかご教示 ください。	仕様書に記載のとおり、業務引継期 間は「契約締結日から令和8年3月31日 (火)まで」となっております。したが いまして、収納課からお客様センター への業務引継につきましては、上記期 間内での対応を想定しております。
4	仕様書 第28条(2) P8	催告業務の実施につい て	例年の文書催告・電話催告の実 施時期、実施件数をご教示くださ い。	【令和5年度】8月に催告書発送 152件 【令和6年度】一斉催告未実施 電話催告は行っておりません。
5	仕様書 第29条(1) P8	給水停止箇所選定業務 について	給水停止対象者の選定にあた り、福祉部局等の他部署との情報 共有などの実施手順をご教示くだ さい。	お子様がいる世帯の給水停止をする際 は、こどもまんなか課に相談したうえ で給水停止を行っています。
6	仕様書 第29条(2) P9	給水停止執行までの対 応について	給水停止までの業務手順（予告 書発送後に電話催告を実施する 等）をご教示ください。	予告書発送後、期限までに連絡、来課 相談が無ければ給水停止を行ってい ます。
7	仕様書 第29条(3) P9	給水停止の執行につい て	例年の給水停止の実績件数をご 教示ください。	R5年度 18件 R6年度 7件
8	仕様書 第29条(4) P9	給水停止施設の現地調 査について	給水停止執行後に、現地確認を 行う業務であるとの認識でよろし いでしょうか。	給水停止をする際には現地に出向き ますが、停止後は現地に行くことはあ りません。

9	仕様書 第30条(9) P9	受益者負担金の滞納整理業務について	当該の滞納整理業務の範囲をご教示ください（文書・電話催告のみ実施等）。	受益者負担金の滞納整理業務に関する業務範囲は、以下のとおりとなっております。 ・督促業務（文書、電話等） ・催告業務（文書、電話等） ・交渉記録等の作成ならびに管理
10	仕様書 第35条(6) P10	指定給水装置工事事業者講習会の開催等の補助業務について	補助業務とは、具体的にどのような業務を想定されているかご教示ください。	補助業務とは、講習会の企画・準備・運営に関する一連の業務を想定しております。具体的には、案内文書の作成・送付、参加者の受付、会場準備、資料の印刷・配布、当日の進行補助などが含まれます。 実質的には委託事業者に主体的に対応いただくことを想定しております。
11	仕様書 第36条(8) P11	下水道普及促進活動に関する業務補助	業務補助とは、具体的にどのような業務を想定されているかご教示ください。	補助業務とは、下水道未接続世帯に対して、接続促進に向けた働きかけを行う業務を想定しております。
12	仕様書 第41条(5) P12	管路の巡視点検について	当該業務の実施について、例えば検針業務中の検針員に、道路上の漏水箇所を発見した場合、都度上下水道課様へ報告するという方法でもよろしいでしょうか。	問題ございません。
13	仕様書 第58条(3) P16	最低賃金等の法定賃金水準の変動について	法定賃金水準の一定以上の変動とは、どのような指標でどれくらいの変動が起きた場合を想定されているかご教示ください。	具体的な変動率については一律の基準を設けているわけではなく、状況に応じて個別に判断することとなります。あくまで、通常の経済変動の範囲を超えるような急激かつ予測困難な変動が対象となりますので、ご了承ください。
14	仕様書 経費区分 1. 事務所使用料 ⑤事務用備品等 エ P21	シュレッダーの取扱いについて	現状では、お客様センター執務室内にはシュレッダーの貸与はございませんが、上下水道課様執務室内のシュレッダーを兼用するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	仕様書 経費区分 9. 備品・消耗品費 ⑤備品消耗品費 オ P22	コピー用紙の取扱いについて	発注者・受注者ともに負担区分に○印がついていますが、お客様センター業務で使用するものについては発注者負担、受託者の社内業務で使用するものは受注者負担という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。